

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 3 1 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会		
事務局 (担当課)		総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)		
開催日時		令和 3 年 9 月 2 8 日 (火) 午前 1 0 時 2 0 分から午前 1 1 時 5 0 分まで		
開催場所		W e b 会議		
出席者	委員	1 3 人 (別紙のとおり)		
	その他	4 人 (建築・住まい政策課総括副主幹、同主査、健康増進課総括副主幹、同主任)		
	事務局	3 人 (情報公開・文書管理課長、同総括副主幹、同主査)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		—		
会議次第	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 副会長の選任について</li> <li>2 公文書管理部会委員の指名等について</li> <li>3 諮問事案に係る調査審議について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報保護条例第 9 条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号) の規定による事務に係る保有個人情報の目的外利用について</li> </ul> </li> <li>(2) 個人情報保護条例第 1 1 条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「がん検診受診再勧奨」に伴うオンライン結合による個人情報の提供について</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>4 保有個人情報取扱事務の登録等について (報告)</li> <li>5 その他             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報保護法の改正について</li> <li>(2) その他</li> </ol> </li> </ol>			

主な内容は次のとおり

## 1 副会長の選任について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第3条第1項に基づき、委員の互選により、齋藤委員が副会長に選任された。

## 2 公文書管理部会委員の指名等について

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則第6条第3項の規定に基づき、会長が、土田委員、清水委員、坂口委員、下重委員、岩谷委員、金子委員の6名を部会の委員に指名し、同規則第6条第4項の規定に基づき、会長が、部会長に土田委員を、副部会長に清水委員をそれぞれ指名した。

## 3 諮問事案に係る調査審議について

### (1) 個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）の規定による事務に係る保有個人情報の目的外利用について

実施機関である建築・住まい政策課から説明の後、質疑応答が行われた。

(土田委員) 今回の諮問事項は、個人情報保護条例第9条第1項第4号を根拠として諮問したものであるが、資料3の記述を前提にすると、同項第3号を根拠とするとも考えられなくはない。国の方針が令和12年度までに解消を目指すこととなっており、当該方針に合わせて本市における耐震改修促進計画を改正するため、市は緊急性がないと判断したという理解でよいか。

(事務局) 個人情報保護条例第9条第1項第3号の「人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある」ときとは、災害等の緊急事態が発生した場合の消防に関する事などに限られるが、今回の事案については、そのような状況ではないことから、同項第3号の「緊急かつやむを得ない必要がある」ときとは言えないものと考えている。ついでに、通常どおり同項第4号を根拠として審議会に対し諮問している。

(土田委員) 資料3の「緊急的に住宅の耐震化を促進させる」という文言における「緊急」の意味は、同項第3号における「緊急」の意味とは違うということか。

(事務局) そのとおりである。

(会長) 今回の事案については、同項第3号で規定している審議会の意見を聞く時間的余裕がない場合には該当せず、資料3における「緊急」とは、アクションプログラムを事業として迅速に進めるという意味であると理解した。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

審議の結果、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）の規定による事務に係る」保有個人情報の目的外利用について諮問の内容を適当とする答申を行った。

## （2）個人情報保護条例第11条に定めるオンライン結合による保有個人情報の提供について

- ・「がん検診受診再勧奨」に伴うオンライン結合による個人情報の提供について

実施機関である健康増進課から説明があり、退出した後に調査審議に入った。

審議の結果、「がん検診受診再勧奨」に伴うオンライン結合による個人情報の提供について、諮問の内容を適当とする答申を行った。

## 4 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

## 5 その他

### （1）個人情報保護法の改正について

個人情報保護法の改正により、現行の国の行政機関の規律が地方公共団体にも適用されることとなり、各地方公共団体の個人情報保護条例が改正されること等について、また、このことについて、本市から国に対して、ガイドラインの策定等に当たっては地方の意見を十分に聞くことなどの要望活動を行ったことについて、事務局から報告があった。

（会長） 要望活動は相模原市単独で実施したのか。

（事務局） そのとおりである。相模原市単独で、総務大臣に要望した。地方に対して国から説明等はされているが、地方の横の連携、情報交換や意見交換等が進んでいない。本市としては、今回の改正で懸念されることがあり、独自に要望をした。

（会長） 承知した。地方6団体や指定都市市長会等の様々なチャンネルを使って、色々な検討あるいは要望を進めてほしい。

### （2） その他

特定個人情報保護評価専門部会において、諮問案件を調査審議中であることが事務局から報告された。

次回の日程は11月2日(火)午前10時からを予定することとした。

以 上

## 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(令和3年9月28日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	欠席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所1号議員	出席	
4	金子 さつき	公募委員	出席	
5	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
6	清水 善仁	中央大学文学部准教授	欠席	
7	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	出席	
8	慎 祥揆	東海大学情報理工学部コンピュータ応用工学科准教授	出席	
9	瀬尾 守一	相模原市自治会連合会理事	出席	
10	土田 伸也	中央大学法科大学院教授	出席	
11	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	出席	
12	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
13	松浦 薫	弁護士	出席	
14	水島 将司	公募委員	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	出席	

任期は令和5年6月30日まで